ものづくりのまち井原創業支援奨励金

フ　ロ　ー　チ　ャ　ー　ト

【申請から認定まで】

【事前相談】事務局による助言・説明

※特定創業支援事業による支援（セミナー等）

特定創業支援事業証明書の交付対象となるセミナー等へ参加する（プレゼン審査会まで可）。

↓

【準備】事業計画書の策定など

事前に十分な調査研究を行っていること、これに基づく計画性及び継続発展の見込みがある事業であり、金融機関等から事業資金の融資を受けることを書面で作成することを求める。

↓

①６月～８月　予備審査申請受付

↓

②予備審査（書類審査）結果の通知
※審査員の講評を添えて採点結果を通知

提出された申請書類については事務局で取りまとめた後、書面で予備審査を行う。予備審査の結果については、審査員の講評を添えて申請者全員へ通知する。
ただし、予備審査（書類審査）において、審査員の平均点が５０点以上の者が本審査へ進めることとする。

↓

③１０月１日～１５日 本審査申請の受付

予備審査の結果を受け、適宜産業支援機関等からの助言を受け、申請者は事業計画のブラッシュアップを行ったうえで、認定申請の提出を行う。

↓

④１０月下旬　本審査（書類審査）

１１月　プレゼンテーション審査会の開催
（書類審査上位者）

審査要領に基づき書類審査を実施する。

その結果、上位２者が井原市地場産業振興センターで開催するプレゼンテーション審査会に進む。本審査会において審査員による協議を行い、認定候補者を決定する。

↓

⑤市が指定する産業支援機関等へ支援依頼
１２月～３月　認定候補者決定後、審査会での指摘を踏まえ、計画のブラッシュアップを行う

認定候補者は、事業を実施するために産業支援機関等へ助言や支援を求める。

↓

⑥３月　認定者の決定・通知

⑤で決定した認定候補者について、市内部で改めて審査を行い、認定者を最終決定し、通知する。

【認定の翌年度から３年間】

⑦認定者の法人設立（認定申請時に個人の場合）

認定者は、当該事業を創業するため法人を設立する。なお、認定者は当該法人の代表取締役であることが求められる。

↓

⑧交付申請及び交付決定

交付対象となる法人は、奨励金の交付申請を行い、市は審査の後、交付決定を行う。
※認定日の翌年度から３年度以内、かつ、年度につき１回限りとする。

↓

⑨奨励金の請求及び交付

交付決定者は、市に対し奨励金の請求を行い、市はこれを交付する。

↓

⑩報告会（１１月頃）への出席・事業報告
（認定後１０年間）

交付決定者は、事業実施状況報告書を提出する（３年間は四半期毎、１０年間は毎年度）。また、市が開催する報告会に出席する。

認定日から３年以内に操業開始